

市政トピックス

高額な医療費を支払った場合(高額療養費)について

詳細 保険年金課 ①～④ (32) 6425
⑤ (32) 6418

国保加入者または後期高齢者医療制度加入者で、医療機関に支払った1カ月の自己負担額(保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く)が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として差額が支給されます。

①新たに年間上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間(8月から翌年7月)の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、還付を受けることができます。

②月額上限額の見直しについて

8月からは、低所得の方への負担に配慮しつつ、一人当たりの医療費の伸びに応じて月額上限額が見直されます。また、年間上限額の新設によって、これまで多数該当の対象にならなかった方や、極めて高度な医療を受けた方については、医療費の負担が軽くなる場合があります。

③自己負担額の計算方法 1カ月ごとに次のとおり計算します。

●70歳未満の国保加入者

自己負担額を次の④～⑥のとおりに分け、21,000円以上になるもののみ合算します。

- ④受診者ごと ⑤医療機関ごと(調剤分は処方せんを発行した医療機関に合算)
⑥通院、入院ごと ⑦医科、歯科ごと

●70歳以上の国保加入者、後期高齢者医療制度加入者

金額に関係なく合算できます。国保と後期高齢者医療制度など、加入する健康保険が別の場合は合算不可。

※月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療制度に加入する場合、加入する月の自己負担限度額は国保・後期高齢者医療制度ともに、1/2に調整

●自己負担限度額(8月から令和9年7月まで)※1

適用区分		年収目安	月額上限 外来(個人ごと) 【70歳以上のみ】	月額上限 外来+入院(世帯ごと)		年間上限 (世帯ごと)
70歳未満	70歳以上			3回目まで	(多数回該当)4回目以降※2	
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+ (医療費総額－901,000円)×1%		140,100円	1,680,000円
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1,160万円	179,100円+ (医療費総額－597,000円)×1%		93,000円	1,110,000円
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円+ (医療費総額－286,000円)×1%		44,400円	530,000円
区分エ	一般	～約370万円	22,000円(年間上限216,000円)	61,500円		
区分オ	－	住民税非課税	－		36,900円	290,000円
－	住民税非課税世帯Ⅱ		11,000円(年間上限96,000円)		25,700円	
－	住民税非課税世帯Ⅰ		一定所得以下	8,000円		
						180,000円

※1 高額療養費制度の見直しは、令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施。令和9年8月以降の見直しは厚生労働省ウェブサイトを参照

※2 同一世帯において、過去12カ月間に高額療養費の該当が3回あった場合、4回目からは(多数回該当)となり、軽減された限度額になります

④高額療養費

診療月の3カ月後を目途に申請書をお送りします(医療機関からの診療報酬明細書の提出状況によっては、通知が遅れる場合あり)。保険年金課、各出張所窓口または郵送で申請してください。

持参するもの

マイナ保険証などの健康保険資格が確認できる書類、領収書原本(70歳未満の方のみ)、世帯主の口座情報

が分かるもの、高額療養費支給申請書(お持ちの場合)

※後期高齢者医療制度加入者は、初回のみ申請が必要

⑤限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

70歳未満の方、70歳以上で「現役並みⅠおよびⅡ」「低所得」に該当する方は、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付が可能です。入院や高額な外来診療を受ける際に認定証を医療機関に提示すると、その医療機関での自己負担額が、自己負担限度額までとなります。**マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしている方は、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の提示は不要です。**

持参するもの

マイナ保険証などの健康保険資格が確認できる書類、現在お持ちの認定証、世帯主と手続が必要

な方のマイナンバー・来庁される方の本人確認書類
※住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院期間が90日を超える方は、ほかに入院期間を確認できる領収書または入院期間証明書が必要

建設工事優良施工業者表彰式

詳細 工事検査課 (32) 6275

令和7年度に完成した市発注の建設工事を対象として出来栄や施工管理が特に優秀だった施工業者を7月1日に表彰しました。各部門の受賞者は次の通りです。

受賞者

- 土木第一=(株)中島土建 ●土木第二=(株)拓道建設
●土木第三=勝幸辰・中原JV ●建築第一=青地・倉英JV
●建築第二=盛興・丸彦渡辺JV
●機械=日本エレベーター製造(株)札幌営業所 ●管=興和・国策JV
●電気=野田・錦戸JV ●水道=楡・日栄JV
(敬称略、共同企業体はJVと表記)

